

別添 1

大分県 L P ガス価格激変緩和対策事業費補助金交付要領

制 定 令和5年8月3日

一部改定 令和5年9月5日

一部改定 令和5年12月14日

発行人 一般社団法人大分県 L P ガス協会

(通則)

第1条 大分県 L P ガス価格激変緩和対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）、大分県 L P ガス価格激変緩和対策事業費補助金交付要綱（令和5年8月3日制定。以下「要綱」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、「協会」「対象事業者」とは、次の各号の定めるところによる。

- (1) 「協会」とは、大分県 L P ガス価格激変緩和対策事業を実施する者として、一般社団法人大分県 L P ガス協会をいう。
- (2) 「対象事業者」とは、第6条第1項の規定に基づく交付決定の通知を受けた者をいう。

(交付の目的)

第3条 本事業は、大分県が指定する値引き額により、料金の値引きを行った L P ガスの販売事業者に対して、その値引き原資等を助成することにより、L P ガス料金の上昇により影響を受けている一般消費者等の負担を軽減することを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第4条 協会は、対象事業者が行う L P ガス料金の値引き原資等に対して、要綱に基づき大分県から受けた交付決定額の範囲内で補助金を交付する。

- 2 値引き原資の支援対象とする一般消費者等は、大分県内で L P ガスを消費する一般消費者等であって、質量販売による消費者、工業用等の高圧ガス保安法上の消費者並びに、国及び地方公共団体は除く。

3 補助対象額及び補助率は次表のとおりとする。

補助事業		補助率
内 容	補助対象額	
L P ガス料金の値引き原資	令和6年2月検針（体積販売による契約に限る。）の一般消費者等に対して、大分県が指定する額（上限1,500円（消費税等を除く。））。なお、2月検針が1,500円（消費税等を除く。）に満たない場合等は、3月検針等を含む。）を値引きした料金で販売するのに要する値引き原資 上限1,500円（消費税等を除く。）×一般消費者等の件数（販売契約数）を予算の範囲内で助成する。	10/10
販売事業者経費	L P ガス販売事業者が事業を実施するための作業等に要する経費として、1事業者あたり定額25,000円+（150円×一般消費者等の件数（販売契約数））（上限300,000円）を予算の範囲内で助成する。	10/10

（交付の申請）

第5条 対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式1による補助金交付申請書を協会に提出しなければならない。

2 前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）を減額して申請しなければならない。

3 対象事業者は、別記1～3について補助金の交付申請前に確認しなければならず、第1項の交付申請書の提出をもって、これに誓約又は同意したものとする。

（交付決定の通知）

第6条 協会は、第5条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認められたときは、交付決定を行い、様式2による補助金交付決定通知書を対象事業者に送付するものとする。

（申請の取下げ）

第7条 対象事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内に協会に書面をもって届け出なければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(補助事業の経理等)

第 8 条 対象事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 対象事業者は、前項の帳簿及び証拠種類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間、協会の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更の承認等)

第 9 条 対象事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式 3 による申請を協会に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき
- (2) 補助事業の全部又は一部を他に承継させようとするとき
- (3) 破産手続き、民事再生手続き等法的整理の手続きを行うとき（代理人による申請を含む。）

2 協会は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(債権譲渡の禁止)

第 1 0 条 対象事業者は、第 6 条第 1 項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を協会の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(事故の報告)

第 1 1 条 対象事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式 4 による事故報告書を協会に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第 1 2 条 対象事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を含む。）したときは、その日から起算して 3 0 日を経過した日までに様式 5 による実績報告書を協会に必要書類を添付して提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 1 3 条 協会は前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式 6 により確定された補助金の額を対象事業者に通知するものとする。なお、帳簿等の調査ができない場合等、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないときは、当該補助事業に係る金額は補助の対象とならない。

2 協会は、対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

(補助金の支払)

第 1 4 条 補助金は前条第 1 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。対象事業者は、補助事業完了後、様式 7 による精算払請求書を提出しなければならない。ただし、必要があると認められる場合については、概算払をすることができる。

2 対象事業者は、前項のただし書の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式 8 による概算払請求書を協会に提出しなければならない。

(状況報告)

第 1 5 条 協会は、補助事業の適切な遂行のため必要があると認めるときは、対象事業者に対し、補助事業に関し報告を求め、又は、対象事業者の事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

(交付決定の取消し等)

第 1 6 条 協会は、第 9 条第 1 項第 1 号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第 6 条第 1 項の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

(1) 対象事業者が、規則、要綱及び本要領に基づく協会の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 対象事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 対象事業者が、補助事業に関し不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 対象事業者が、申請内容の虚偽、本補助金を活用して取り組む事業に対する大分県が助成するほかの制度（補助金、委託金等）との重複受給等が判明した場合

(5) 対象事業者が、補助事業実施期間の終了までに補助事業を完了しなかった場合

(6) 対象事業者が、第 1 2 条に定める期限内に実績報告書を提出しなかった場合

(7) 対象事業者が、様式 1「2. 誓約事項、同意書に関する確認」事項に違反した場合

2 協会は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

(対象事業者情報の変更)

第 1 7 条 対象事業者は、協会に報告している会社情報等の変更が生じた場合は、速やかに協会に届け出るものとする。

(その他)

第 1 8 条 協会は、本要領に定めるもののほか、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るために必要な事項について別に定めるものとする。

2 協会は、対象事業者に対し、本要領に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

附則 この要領は、令和 5 年 8 月 3 日から施行し、同日から適用する。

附則 この要領は、大分県の令和 5 年度 1 2 月補正予算に係る事業から適用する。

不正な補助金の交付の申請防止に係る誓約事項

当事業所は、補助金の申請にあたり、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 当事業所は、協会の求めに応じ、適切な L P ガス料金値引きを実施及びその帳簿等の提出に協力します。
- (2) 当事業所は、当方の帰責の有無に関わらず、不正な補助金申請に該当する可能性があるとして協会が判断する場合は、その調査が完了するまで当該補助金申請金額の戻入または支払い保留等が発生することについて同意します。
- (3) 当事業所は、上記に該当する他、不正な補助金申請及び受給が発生しないよう、県及び協会の求めに応じ、調査や不正防止措置に協力することに同意します。
- (4) 当事業所は、架空の申請や水増し報告等の不正請求※ 1 , 不適切な行為※ 2 等を行いません。

※ 1 : 不正請求について

偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号）各条文に規定するものをいう。）に触れる行為の他、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請又は報告情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない金銭の支払いを受け、又は受けようとする事。

※ 2 : 不適正な行為

- ①補助金相当分をあらかじめ単価に上乘せする等、本来の価格が不適切に設定されていること
- ②支援対象期間に合わせた値上げを故意的に行うこと
- ③価格について、補助金による値引きの事実を記載せずに営業資料の料金表示に用いること

以上

反社会的勢力排除に係る誓約事項

当事業所は、補助金の交付を申請するに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、もしくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること
 - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること
 - ハ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
 - ニ 前各号に掲げる者に資金等を供給し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ホ その他前各号に掲げる者と役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、檀大である場合は代表者、その他経営に実質的に関与している者）が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

以上

L P ガスの販売事業者の提供する個人情報等の取扱いに係る同意事項

当事業所は、補助事業への応募及び補助金の交付の申請にあたり、以下の事項を確認し同意します。

記

協会は、本補助事業の実施に必要な範囲で、L P ガスの販売事業者が提供する個人情報を取り扱うものとします。なお、協会は、L P ガスの販売事業者が提供する情報を事業の終了後 5 年間保存し、協会の業務に必要な範囲内で自ら使用すること及び第三者等に提供することができます。また、協会及び大分県は、L P ガスの販売事業者が提供する情報について、統計的に処理したデータを公表することがあります。

以上